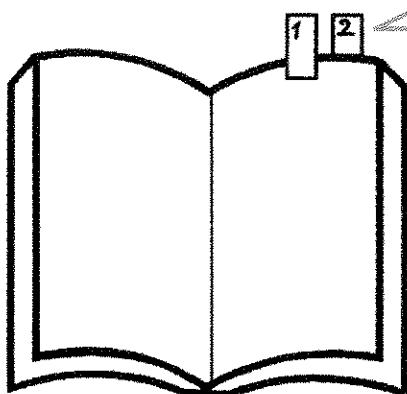


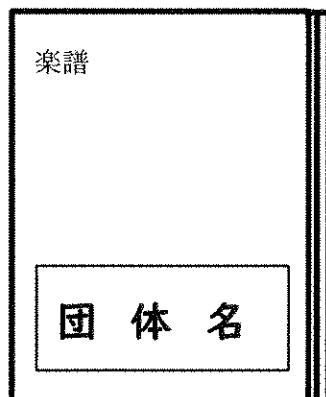
審査用楽譜提出要領

----- 以下の点によく注意して5冊準備をお願いします -----



五線譜にかかるないように注意!
長すぎないよう、調節をしてください。

- ①演奏曲全てのページによく折りぐせをつける。
審査員が譜面台に置いた時に、楽譜が閉じないようにするためです。
- ②曲の先頭ページに付箋を貼る。
複数曲演奏する場合、その付箋に「曲順の番号」を記入します。



- ③楽譜の表紙に5冊とも必ず合唱団名を記入する。
判りやすい大きさで、はっきり記入してください。
仕分けの際に助かります。
テプラ、シール等を添付することも可能です。



- ④楽譜を入れる袋にも合唱団名を記入する。
大きくはっきりと記入してください。
仕分けの際に助かります。
封筒でなくとも構いません。
- 準備完了後、打合せ会で提出です。**

*打ち合わせ会で楽譜を提出できない場合、「楽譜提出確約書」に必要事項を記入、提出し、
楽譜は後日郵送して頂きます。受付にお声がけください。

裏面もご覧ください

楽譜の使用について

審査用楽譜として提出される楽譜も含め、次のことにご注意ください。

出版されている楽譜の場合

- ・すべての団員が正規に購入した楽譜をお使いください。
- ・参加者全員が楽譜を購入していることが判る書類をご提出頂きます。
- ・購入証が無い場合は理由を明記した誓約書（書式自由）をご提出いただきます。

コピー楽譜の場合

- ・コピー楽譜を使用しなければならない事情（絶版等）を確認のうえ、著作者、出版社等権利者の許諾を得てください。日本音楽著作権協会等の著作権管理者の許諾が必要な場合もあります。
- ・審査用楽譜として提出する場合は、すべての許諾文書のコピーを提出楽譜に添付してください。すべての権利者の許諾が得られない場合は演奏することができません。

著作権フリーの曲（著作者は存在するが自由に使用を認めている）を使用する場合

- ・著作者が記載した確認書（曲の使用が自由であることを示した文書）で、コンクール使用可能であることを十分に確認して使用してください。
- ・審査用楽譜として提出する場合、確認書のコピーを全ての楽譜に添付してください。
確認書の中に条件として「商業目的」や「営利目的」の場合は使用禁止とされていることが多いので注意してください。この場合、使用を認めることは出来ません。（入場料をいただいているコンクールは商業目的と解釈される可能性があります）使用する場合は上記の「コピー楽譜の場合は」を読んで対処してください。

その他いろいろなケースが考えられます。判断が難しい場合、不明な場合はお気軽に事務局にお問い合わせください。